

宮城県福祉サービス第三者評価基準の改正について（案）

1 経緯

宮城県の福祉サービス第三者評価においては、厚生労働省から随時に発出される評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を基に、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会の審議を経て、各福祉サービスの「評価基準」及び「判断基準・着眼点」の策定・改正を行っている。

ガイドラインは、厚生労働省が各都道府県の指針として定めているもので、より効果的な評価が実施されるよう、第三者評価全国推進組織である全国社会福祉協議会との協同で、平成28年から平成29年にかけて、各分野において見直しが行われてきた。

今般、保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉の3分野におけるガイドライン見直しが完了したことから、本県の各評価基準を改正するものである。

2 内容

本県評価基準の改正概要については、別紙1のとおり。

改正案の作成に当たっては、平成29年度第1回委員会の審議結果を受け、今般の改定ガイドラインが各福祉サービスの特性を踏まえより分かりやすく効果的な評価が実施されるよう見直されたものであること、また、引き続き評価の標準化を図る必要があることから、改定ガイドラインに準拠する内容とした。

ただし、改正に係る委員会委員意見を踏まえ、内容の適正化を図るため、「評価の着眼点」において所要の文言を追加する等、一部内容の追加を行った（別紙2参照）。

なお、現評価基準において本県が独自に設定している項目については、いずれも今般の改定ガイドラインに反映されたと考えられることから、今回独自の対応は不要と判断した（別紙3参照）。

3 対象評価基準

- 保育所版
- 障害者・児福祉サービス版
- 高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版）
- 高齢者福祉サービス版（養護老人ホーム・軽費老人ホーム版）
- 高齢者福祉サービス版（通所介護版）
- 高齢者福祉サービス版（訪問介護版）

4 スケジュール

- ①平成29年7月25日 第1回委員会開催（改正方針の審議）
- ②平成29年11月 改正案の送付・委員意見とりまとめ
- ③平成29年12月19日 第2回委員会開催（改正案の審議）
- ④平成30年1月 改正・通知発出
- ⑤平成30年2月 評価調査者継続研修（改正基準の内容を反映）
- ⑥平成30年4月1日 改正基準施行

宮城県福祉サービス第三者評価基準の改正概要

1 共通評価項目（全サービス共通の評価項目／45項目／資料2及び資料3）

「共通」としての趣旨は変わらないよう配慮しつつ、各福祉サービスの内容に応じて、より分かりやすく、特性を踏まえたものとなるよう、「用語の置換え」や「内容（「評価の着眼点」及び「評価の留意点」等）の追加」等を行うもの（評価項目の構成及び項目数に変更なし）。

【改正事項例】

分野	改正事項	内 容	備 考
保育所	用語の置換え	○「福祉施設・事業所」→「保育所」 ○「利用者会や家族会」→「保護者会等」	※分野全般 (資料2-1・3-1)
	内容追加	○評価の着眼点「家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。」の追加	※該当評価項目：Ⅱ-4-(2)-① 「保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。」 (連番号25/資料P.16・194)
障害者児福祉	用語の置換え	○「福祉サービス実施計画」→「個別支援計画」	※分野全般 (資料2-2・3-2)
	内容追加	○評価の留意点「着眼点『活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。』について、利用者が理解しやすいように配慮した資料や情報の提供方法により実施されている取組をもとに評価します。」の追加	※訪問支援対象 ※該当評価項目：Ⅲ-1-(4)-① 「苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。」 (連番号34/資料P.348)
高齢者福祉	内容追加	○評価の留意点「認知機能の低下などが見られる利用者に対して、わかりやすい資料の作成、いつでも閲覧できるようにする等の取組や個別の説明が行われているかを確認します。」の追加	※分野全般 ※該当評価項目：Ⅰ-1-(1)-① 「理念、基本方針が明文化され周知が図られている。」 (連番号1/資料P.382)

2 内容評価項目（各福祉サービスの特性や専門性を踏まえたサービスごとの評価項目）

各分野における制度改正や施策の動向等を踏まえて、評価体系の見直しや評価項目の追加等を行うもの。

【改正事項例】

分野	改正事項	内 容	備 考
保育所	評価項目の見直し	<p>○類似・関連する評価項目の整理・統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価項目「主体的に身近な自然や社会とかかわれるような環境の整備」「様々な表現活動が自由に体験できるような環境の整備」→「主体的に活動できる環境整備・生活と遊びを豊かにする保育の展開（連番号50）」に整理・統合 評価項目「食事の見直し・改善」「調理場、水回りなどの衛生管理」→「おいしく安心して食べることができる食事の提供（連番号61）」に整理・統合 評価項目「保護者との共通理解」→「子どもの生活を充実させるための家庭との連携（連番号62）」に整理・統合 	<p>※全面改正</p> <p>改正前：3分類24項目 改正後：3分類20項目 (資料2-1・4-1) (連番号50/資料P.24・512) (連番号61/資料P.27・546) (連番号62/資料P.28・550)</p>
障害者児福祉	評価体系の見直し	<p>○利用者の権利を尊重した個別の生活支援（日常生活と社会生活）を重視した内容への見直しや、類似・関連する評価項目の整理・統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 分類A-1「利用者の尊重」→「利用者の尊重と権利擁護」 分類A-2「日常生活支援」→「生活支援」 分類A-3「発達支援」の新設 分類A-4「就労支援」の新設 	<p>※全面改正</p> <p>改正前：2分類26項目 改正後：4分類19項目</p> <p>※A-3：障害児支援を行う福祉施設・事業所対象 ※A-4：就労支援を行う福祉施設・事業所対象 (資料2-2/P.45～50)</p>
	評価項目の見直し	○評価項目「A-1-(2)-① 権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。」の追加	(連番号47/資料P.45・566)
		○評価項目「A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。」の追加	※障害児支援を行う福祉施設・事業所対象 (連番号61/資料P.49・616)
		○評価項目「A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。」の追加	※就労支援を行う福祉施設・事業所対象 (連番号62/資料P.49・618)
		○「食事」「入浴」「排泄」等に関する評価項目→「日常的な生活支援」に整理・統合	※分類A-2関係 (連番号53/資料P.47・586)

分野	改正事項	内 容	備 考
高齢者福祉	評価体系の見直し	<p>○中重度の要介護者や認知症高齢者への対応強化、看取り期の対応など、高齢者分野をとりまく制度改正等を踏まえた内容への見直しや、評価実施上の流れ等を考慮した評価体系の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類A-1「支援の基本」 →「生活支援の基本と権利擁護」 ・分類A-2～7「身体介護」「食生活」「終末期のケア」等6分類→A-3「生活支援」 ・分類A-8「建物・設備」→A-2「環境の整備」 	<p>※全面改正 改正前：9分類17項目 改正後：5分類20項目 (資料2-3 関係)</p>
	評価項目の見直し	<p>○評価項目「A-1-(2)-① 権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。」の追加</p>	<p>(連番号48/資料P.65・85・105・127)</p>
	評価項目の見直し	<p>○評価項目「A-3-(4)-① 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。」の追加</p>	<p>(連番号57・訪問介護は連番号56/資料P.69・88・109・130)</p>

宮城県福祉サービス第三者評価基準改正案に係る委員意見及び対応案について

1 改正案（原案）の内容で特段の支障はないものとする 9 委員

2 改正案（原案）を下記のとおり修正することが適当と考える 1 委員

区分	連番号	委員意見	左記に係る対応案	備考
障害者・児分野／内容評価	53	<p>○「入浴支援等」について、入浴支援と清拭とが並列的に記載されているが、入浴支援が前提である旨明示することが適当と考える。</p> <p>【理由】 清拭は限定的な対応とすべきであり、恣意的に清拭で済まされることがないように、医療的問題がなければ入浴支援を前提とすることが適当であるため。</p>	<p>○下記により当初の改正案（原案）を修正し、内容の追加を行うこととしたい。</p> <p>【評価の着眼点】 (原 案) 利用者の心身の状況に応じて入浴支援や ____清拭等を行っている。 (修正案) 利用者の心身の状況に応じて入浴支援を前提とし、必要に応じて清拭等を行っている。</p> <p>【評価基準の考え方と評価の留意点（趣旨・解説）】 (原 案) 利用者の意向や心身の状況に応じた入浴の形態・方法により、入浴支援や ____清拭等を行います。 (修正案) 利用者の意向や心身の状況に応じた入浴の形態・方法により、入浴支援を前提とし、必要に応じて清拭等を行います。</p>	<p>※資料 2-2 (P. 47) ※資料 4-2 (P. 586 ~587)</p>

宮城県福祉サービス第三者評価基準（現行）に係る県独自項目について

【高齢者福祉分野】 ※保育所分野及び障害者・児福祉サービス分野については県独自項目なし

区分	現行基準における 県独自項目の状況	今回の県基準改正に係る左記 県独自項目の取扱方針（案）
特養 通所 介護 訪問 介護	<p>○評価基準の考え方「身体拘束を行うことが緊急やむを得ない場合は、状態等を記録する」を追加</p> <p>【理由】 介護保険指定基準上、身体拘束に関する記録が義務づけられているため。</p>	<p>○独自対応の必要なし (連番号 48/資料 P. 635)</p> <p>【理由】 国の改定ガイドラインにおいて、評価基準の考え方と評価の留意点として「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない」旨明示されたため。</p>
訪問 介護	<p>○評価の着眼点「必要に応じ、マッサージの実施、軟膏等の塗布を行っている」を削除（褥瘡関係）</p> <p>【理由】 医行為に当たり、訪問介護員は実施できないため。</p>	<p>○独自対応の必要なし (連番号 55/資料 P. 800～802)</p> <p>【理由】 国の改定ガイドラインから左記項目が削除されたため。</p>

区分	現行基準における 県独自項目の状況	今回の県基準改正に係る左記 県独自項目の取扱方針（案）
訪問 介護	<p>○評価の着眼点「危険物の保管、管理が適切に行われている」を「危険物の管理方法について利用者・家族等と情報共有している」に緩和（認知症関係）</p> <p>○評価の着眼点「異食や火傷等の事故防止のため、片付け、清掃が行われている」を「片付け、清掃にあっては、異食や火傷等の事故防止に配慮している」に緩和（認知症関係）</p> <p>【理由】 週に数回の訪問介護員の評価基準とするのは厳しいため。</p>	<p>○独自対応の必要なし (連番号 46・58/資料P.776～778・810～811)</p> <p>【理由】 国の改定ガイドラインにおいて、評価項目「利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるように支援している」「認知症の状態に配慮したケアを行っている」の着眼点等の整理・修正が行われ、訪問介護員による危険物の管理、事故防止のための清掃等に係る項目は削除されたため。</p>
	<p>○判断基準「機能訓練や介護予防活動を行っている」を「介護予防活動や機能訓練に関する情報提供を行っている」に緩和</p> <p>【理由】 訪問看護員の本来業務に機能訓練や介護予防活動は入っておらず、必要な情報提供の方が望ましいため。</p>	<p>○独自対応の必要なし (連番号 57/資料P.808)</p> <p>【理由】 国の改定ガイドラインにおいて、評価の着眼点として「自宅や地域での介護予防活動やメニューに係る助言・情報提供、介護支援専門員等への報告・連絡」が明示されたため。</p>